

大学図書館コンソーシアム連合要項

〔平成24年7月20日〕
制 定

改正 平成27年3月13日

改正 2023（令和5）年3月10日

第1章 総則

（設置）

第1条 国公立大学図書館協力委員会と国立情報学研究所は、両者の間に締結された協定書に基づき設置された大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議（以下「推進会議」という。）のもとに、大学図書館コンソーシアム連合（以下「連合」という。）を置く。連合の英語名称は、Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources とし、略称を JUSTICE とする。

（会員の資格）

第2条 連合の会員となる資格を有する図書館（図書館相当の施設を含む）は以下のとおりとする。

- （1）大学（短期大学を除く）に設置された図書館
- （2）運営委員会が認めた機関に設置された図書館

（事務局）

第3条 連合の事務局は国立情報学研究所に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 連合は、電子ジャーナル等の電子リソースに係る契約、管理、提供、保存、人材育成等を通じて、わが国の学術情報基盤の整備に貢献することを目的とする。

（事業）

第5条 連合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）出版社等との交渉を通じた電子リソースの購入・利用条件の確定
- （2）電子ジャーナルのバックファイルや電子コレクション等の拡充
- （3）電子リソースの管理システムの共同利用
- （4）電子リソースの長期保存とアクセス保証
- （5）電子リソースに関わる図書館職員の資質向上
- （6）前各号のほか、本連合の目的を達成するために必要な事業

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第6条 連合を運営するために運営委員会を設置する。

(委員)

第7条 運営委員会は、委員（20名以内）により組織する。

2 委員は、推進会議が指名し、総会が承認する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は1年とし、期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第9条 運営委員会に委員長を置く。委員長は連合を代表する。

2 委員長は委員の互選により選出する。任期は1年とし、期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(作業部会)

第10条 運営委員会は、連合の業務の遂行のために、必要に応じて作業部会を設置することができる。

第4章 総会

(総会)

第11条 運営委員会委員長は、毎年1回通常総会を招集しなければならない。

2 運営委員会委員長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(議長)

第12条 議長は、運営委員会委員長が務める。

(定足数)

第13条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。なお、委任状の提出をもって出席に代えることができる。

(議事)

第14条 運営委員会委員長は、通常総会において、次の事項について報告し、承認を得なければならない。

- (1) 年度事業の実施および計画に関する事項
- (2) 会費の徴収および会計に関する事項
- (3) その他必要とされる事項

第5章 参加及び脱退

(参加)

第15条 連合に参加を希望する図書館は、運営委員会委員長に参加申請書を提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。

(脱退)

第16条 連合からの脱退を希望する会員は、運営委員会委員長に脱退届を提出しなければならない。脱退届が受理された会員の会費等は、これを返還しない。

第6章 会計

(会計年度)

第17条 連合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第18条 会員の会費は、総会で定める。

2 会員は、前項の会費を納入しなければならない。

第7章 要項の変更

(要項の変更)

第19条 この要項は、総会において会員総数の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

第8章 解散

(解散)

第20条 連合を解散する場合は、総会において会員総数の4分の3以上の同意がなければならない。

第9章 雑則

(雑則)

第21条 この要項の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、運営委員会委員長がこれを定める。

附 則

本要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本要項は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

本要項は、2023（令和5）年4月1日から施行する。